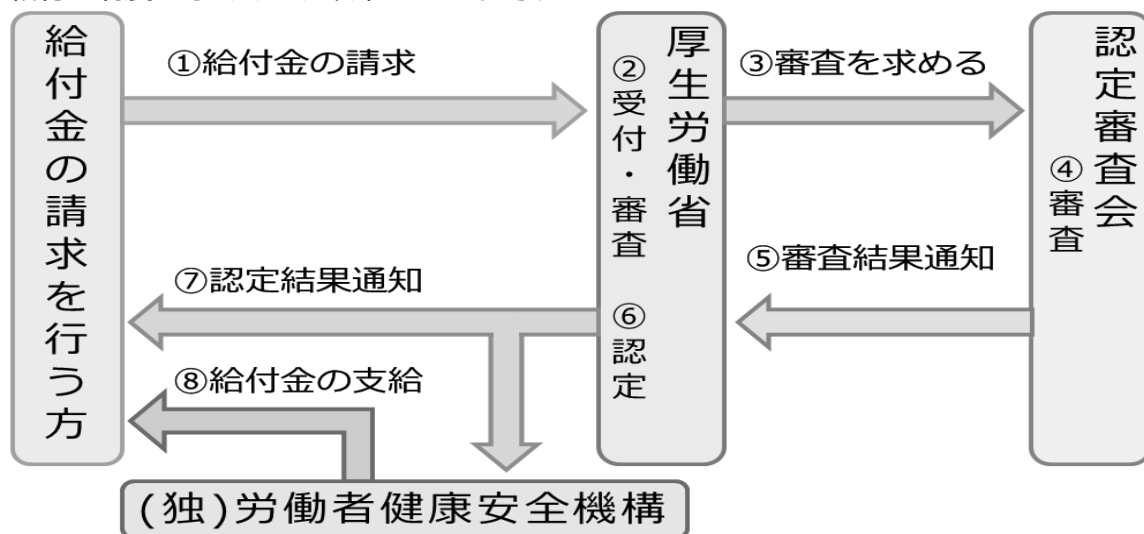


昭和47年10月1日～平成16年9月30日の間に
建設現場で石綿にばく露し、
石綿関連の疾病を発症された
労働者、一人親方やそのご遺族の皆様へ

～建設アスベスト給付金制度が創設されました～
一定の要件を満たす場合には、給付金等が支給されます。

給付金制度のしくみ

給付金制度のしくみは、以下のとおりです。



※「① 給付金の請求」に関し、厚生労働省から請求者の方にご連絡し、不足書類や追加資料の提出をお願いをする場合があります。

※認定・不認定の結果については、書面でご連絡します。

給付金及び追加給付金（給付金等）の対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

- ① 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、
- ② 石綿関連疾病にかかった
- ③ 労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

※ 表の期間及び業務は、最高裁判決を踏まえ定められたものです。

※ 石綿関連疾病：

- (1) 中皮腫 (2) 肺がん
- (3) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- (4) 石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4） (5) 良性石綿胸水

※ ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）からの請求が可能です。

給付金等の主な内容

給付金の支給を希望される方からの請求に基づき、認定審査会において審査を行います。厚生労働大臣は、認定審査会の審査の結果に基づいて、病態区分に応じ、以下の給付金を支給します。

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

※ 給付金を支給された後、症状が悪化した方には、請求に基づき、追加給付金（表における区分の差額分）を支給します。

※ 石綿にさらされる建設業務に従事した期間が一定の期間未満の方、肺がんの方で喫煙の習慣があった方については、それぞれ給付金等の額が1割減額されます。

給付金等の請求手続き

給付金の請求に必要な書類をそろえ、以下の宛先まで簡易書留やレターパックなど、配達状況や到着の確認ができる方法で郵送してください。

詳細は厚生労働省HPやパンフレット「建設アスベスト給付金制度の概要」、「建設アスベスト給付金請求の手引き」を参照してください。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省労働基準局労災管理課
建設アスベスト給付金担当 あて

(厚労省HP)



なお、労災保険の支給決定等を受けた後であれば、給付金等の認定審査を迅速に行うことができる場合がありますので、給付金等の請求に先んじて労災保険給付の請求をご検討ください。

労災支給決定等情報提供サービスをご活用ください

給付金の請求手続きの利便性の向上を図るため、「石綿関連疾病に関する労災保険給付の支給決定」や「石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定」をすでに受けた方や、そのご遺族に対し、これらの支給決定情報について情報提供サービスを実施します。

- ✓ このサービスを利用いただくと、給付金の請求書記載への利用や添付書類の一部を省略することができます。
- ✓ 情報提供サービスは無料でご利用いただけます。

給付金等の請求期限

給付金等については、①石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は②石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（③石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求していただく必要があります。

相談窓口（労災保険相談ダイヤル）

相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

0570-006031

※月曜日～金曜日 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みします）

※ご利用の際は、通話料がかかります。

I P電話など、一部の電話からはご利用になれません。



人材育成に取り組む事業主のみなさまへ

人材育成に活用 できる助成金を

(人材開発支援助成金)

ご存じですか？

人材開発支援助成金とは？

労働者の人材育成に取り組む事業主を支援するための助成金で、労働者に対して**スキルアップを目的**とした訓練を実施した場合に、**訓練経費や賃金の一部を助成**する制度です。

どのような場合に活用できるの？

- ✓ 新規事業の立ち上げや事業の拡大に伴い、対象の従業員に専門的な訓練を実施した。
- ✓ ITツールを導入して業務効率化を図るために、IT関係の訓練を実施した。
- ✓ 定額受け放題のe-ラーニングサービスで、研修を実施した。

* 人への投資促進コース及び事業展開等リスクリング支援コース(令和4年度新設)の活用例の一部でその他にもコースがあります。詳しい内容や申請方法などについては、下記までお問合せください。

問い合わせ先

沖縄労働局 沖縄助成金センター（人材開発支援助成金担当）

住所：那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館1階

電話：098-868-1606

パンフレットや様式のダウンロード

厚生労働省 人材開発支援助成金

検索



助成額はどのくらい？

2コースのみ コース	抜粋 対象者	経費助成率		賃金助成額	
		中小企業	大企業	中小企業	大企業
事業展開等 リスキリング支援 コース	正規 非正規	75%	60%	960円	480円
人への投資促進 コース (定額制訓練)	正規 非正規	60%	45%	-	-

* その他にもコースがあります。また、助成コースによって助成率や助成額が異なります。

○活用事例①（事業展開等リスキリング支援コース）

建築工事の測量の際にドローンを導入して、事業拡大や業務効率化を図ることを目的として、対象の従業員に訓練を実施した。

訓練

- 訓練コース：ドローンスクール（1名）
 - 訓練内容：ドローンの認定資格を取得するための
座学+実技がセットになった訓練
 - 訓練方法：通学（8時間×3日間）
- 訓練経費：250,000円（24時間）

助成内容（中小企業の場合）

- 助成率
経費助成：75%
賃金助成：960円（1Hあたり）
- 支給額
210,500円
（経費187,500円+賃金23,000円）

○活用事例②（人への投資促進コース）

営業職向けの知識を深めることができるeラーニングを事業所で契約し、時間や場所を問わず、従業員1人ひとりに合ったコンテンツが選択できるオンライン訓練を実施した。

訓練

- 訓練コース：営業職研修受け放題講座（40名）
 - 訓練内容：新入社員から管理職までの幅広い層に
対応した営業職に関するeラーニング
 - 訓練方法：オンライン（社内の自席にて）
- 訓練経費：420,000円
（1名～50名まで1か月3.5万円×12月の料金）

助成内容（中小企業の場合）

- 助成率
経費助成：60%
- 支給額
252,000円

※各コースごとに支給要件が定められています。ご利用の際は必ずパンフレットなどで支給要件をご確認ください。

パンフレットや様式のダウンロード

厚生労働省 人材開発支援助成金

検索

活用
していますか
?

医療勤務環境改善支援センター

～すべての医療従事者が健康で安心して働くことができる職場づくりを支援します～

医療勤務環境改善支援センターとは？（略称:勤改センター）

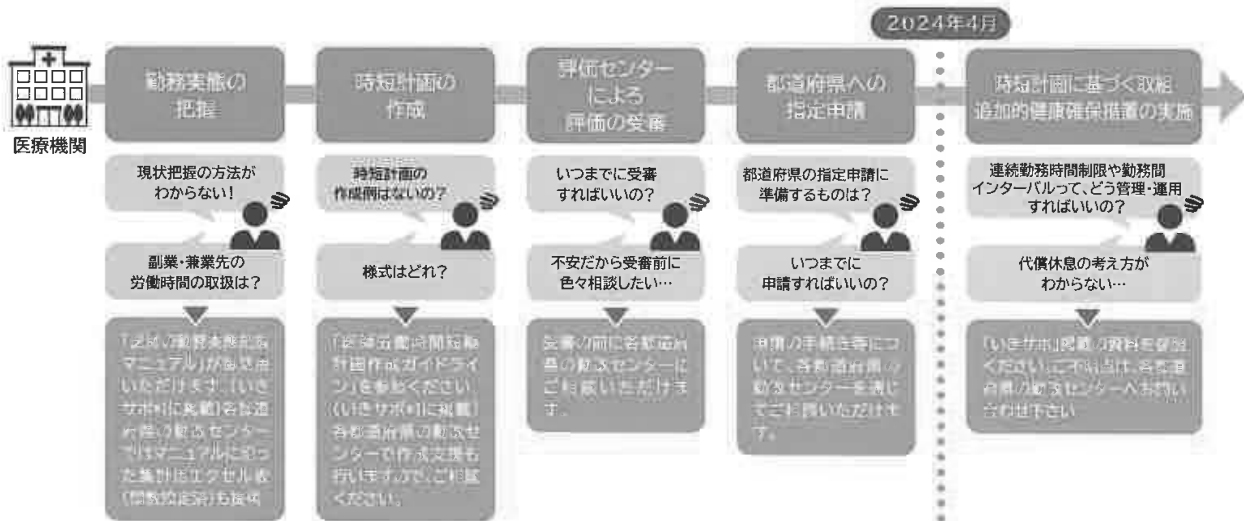
医療従事者の働きやすい
環境づくりを実現するため、
様々な活動で医療機関を
支援するセンターです。

医療機関の働き方改革/
勤務環境改善に関する

- 専門のアドバイザー
（医業経営・労務管理のスペシャリスト）を派遣
- 研修会や勉強会への講師派遣
- 講演会・ワークショップの開催
- 助成制度や取り組み事例等の情報提供
- その他、様々な相談対応・個別支援 など



例えば、医療機関の直近の課題として、
2024年4月以降、医師に対する時間外・休日労働の上限規制適用に伴い、
医療機関では、目指すべき水準を設定し、必要な準備を進める取組が求められます。



2024年4月以降に、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、
都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師（連携B・B・C水準の適用医師）のみになります。

働き方改革等の取組に関する相談は、ぜひ勤改センターへ！

勤改センターの活用事例

アドバイザー派遣の例

アドバイザーの訪問支援

医療機関の具体的な課題や相談項目に、訪問してアドバイスを実施

- 医師の働き方改革に関わる取組を支援してほしい
(時短計画の作成/宿日直許可申請 等)
- 時間外労働の削減に取り組みたい
- スタッフの健康支援をしたい
- 人材確保、職員の定着(離職防止) など



講師派遣の例

派遣講師による研修・勉強会

例えば、
労務管理に関する院内講座の実施

- 労務管理の基礎知識
- 労働関係の法令に関する解説
- 仕事と子育ての両立支援
- メンタルヘルス対策 など



電話相談の例

電話による相談

医業経営、労務管理などの電話による相談の実施

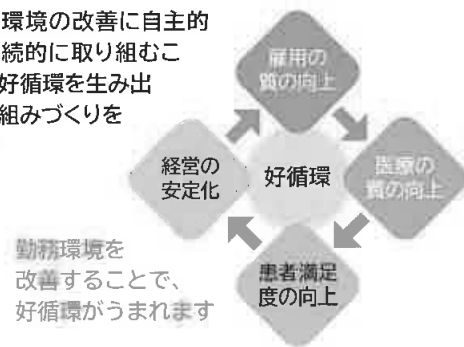
- 36協定について教えてほしい
- 助成金等の活用について知りたい
- 労働時間把握の事例を知りたい など



マネジメントシステム

医療勤務環境 マネジメントシステムの導入支援

勤務環境の改善に自主的に継続的に取り組むことで好循環を生み出す仕組みづくりを支援



Q&A よくある質問

Q 相談はどこにすればいいですか

A 下記の電話番号に、お気軽にご連絡下さい

Q 相談に費用はかかりますか

A 無料です

Q 専門アドバイザーや講師の派遣に費用はかかりますか

A 無料です

Q アドバイザーはどのような人ですか

A 社会保険労務士、
医業経営コンサルタント、などです

Q 相談をきっかけとして行政指導されませんか

A 個別の相談内容は行政指導のために使用されることはありません。

